

行政改革の具体的実施

行政の守備範囲と実施について (⇒ 民間へ移管、廃止)

1 基本的な考え方

(この考え方により事務を分類)

- (1) 行政でなければならない事務
- (2) 民間でも実施可能な事務
- (3) 既に民間で実施している事務
- (4) 行政需要の面からどうしても必要な事務
- (5) 行政需要の面から疑問な事務
(「行政需要」については「たとえ税などのコストを負担しても、行政サービスを提供してもらいたいと住民は考えるか」を基準に)
- (6) 目的を達成した事務、達成不可能な事務、時代に合わなくなった事務

2 (2)、(3)、(4)、(5)、(6) の事務を「民間か」「行政か」「廃止か」に分類

- (1) 行政でなければならない事務
- (2) 行政の方が好ましい事務
- (3) 民間の方が好ましい事務
- (4) 民間へ移管すべき事務

3 (1)(2) の事務を民間委託できないか

- (1) 民間委託の基本的考え方
(この考え方により事務を「委託か」「行政か」に分類)
(事務の一部についても含み検討)
 - ア 委託すべきではない
 - イ 委託には消極的
 - ウ 委託が好ましい
 - エ 委託すべき

4 廃止、民間へ移管、民間委託の時期

(検討すべき事項と解消方法、時期)

- (1) 今すぐ実施可能
- (2) 23年度から実施
- (3) 段階的に実施
- (4) 年後から実施

住民目線の行政

- 一般常識、慣習から違和感
- 民間の慣行と異なる
- 社会通念から違和感
- 論理的に矛盾
- 行政目的と矛盾した行為、事務

広域行政の推進

- 1 広域でないと解決しない事務
- 2 広域で実施したほうが、効果がある事務
 - (1) 現在必要な事務で、単独では効果が期待できない事務
 - (2) 広域で実施したほうが住民にとって有利な事務
 - (3) 単独では対象が少なく、広域化が適当な事務
 - (4) 単独で実施していて現状に問題があり、広域化によりその解消が期待できる事務
- 3 現在実施している広域の事務と市の事務が競合し、整理が必要な事務

収入確保と経費節減

市民協働

- 1 具体的相手
- 2 具体的事務

行政需要の増大

「2 求められる新たな行財政改革」・・・ p 2

具体的にどんな事務か

今必要で実現できない事務は？

具体的にどの程度経費が必要か？